

千葉市公告第 258 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 6 年度において、千葉市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法等（以下「必要な資格」という。）について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により、予定価格が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるもの（以下「特例政令に係る入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、特例政令第 4 条の規定により次のとおり公告します。

なお、特例政令に係る入札に参加する者以外の者に必要な資格については、令和 6 年 3 月 18 日付け千葉市公告第 256 号のとおりです。

令和 6 年 3 月 18 日

千葉市長 神谷 俊一

1 特例政令に係る入札に参加することができる者

特例政令に係る入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を受け、千葉市建設工事入札参加資格者名簿、千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿、千葉市物品入札参加資格者名簿及び千葉市委託入札参加資格者名簿（当該名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者及び同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 建設業にあつては、次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (5) 測量業にあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定に

よる登録を受けていない者

- (6) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (7) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- (8) その他法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者
- (9) 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (10) 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していないもの
- (11) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
- (12) 資格審査の申請に必要なとされる書類を提出できない者
- (13) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

3 資格審査の申請分類

- (1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに資格審査の申請を行わなければならない。

ア 建設工事

イ 測量・コンサルタント

ウ 物品

エ 委託

- (2) 業種分類は、千葉県電子自治体共同運営協議会の定める令和6・7年度入札参加資格審査申請マニュアル（以下「申請マニュアル」という。）において定めるものとする。

4 資格審査の申請方法及び申請書類

- (1) 申請者は、インターネットを利用して、ちば電子調達システム（以下「調達システム」という。）のホームページ（<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）にアクセスし、入札参加資格申請システムに必要事項を入力することにより資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。

- (2) 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、申請マニュアルに掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。

- (3) 電子申請を行うに当たっては、申請マニュアルを熟読の上、千葉県電子自治体共同運営協議会の定める入札参加資格申請システム運用基準に基づき行うこと。

- (4) 申請書類の提出先は、次のとおりとする。

〒260-0855 千葉県庁南庁舎2階

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）

- (5) 前4号にかかわらず、別途一般競争入札の方式により契約を締結しようとする調達（特例政令第4条に規定する特定調達契約を含む。）を競争入札に付す旨の公告又は公示（以下「公告等」という。）により定めがある場合にはそれに従うこと。

5 資格審査の申請時期

申請者は、入札参加資格審査申請書及び申請マニュアルに掲げる申請書類を、公告等が定める期間内に、市長に提出しなければならない。

6 申請マニュアル等の入手先

申請マニュアル及び申請書類の様式は、調達システムのホームページよりダウンロードするものとする。

7 電子申請等に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる文字は、ちば電子調達システム利用規約第12条に定める、調達システムで使用可能な文字とする。使用できない文字を使用している場合は、申請可能な他の漢字、ひらがな又はカタカナに置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）等については、アルファベットを用いることができる。
- (2) 申請書類のうち財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。
- (3) 電子申請及び申請書類の金額欄については、出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記録又は記載すること。

8 資格審査及び等級区分

- (1) 資格審査は、電子申請及び申請書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
- ア 金銭的信用
- イ 契約履行に関する誠実性
- (2) 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。
- ア 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）
- イ 主観的事項（過去の工事成績、技術者数等）
- (3) 建設工事に係る申請者のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事については、前項の規定により審査した結果に基づき、建設工事の種類ごとに等級の格付けを行うものとする。
- なお、等級の格付けは、千葉市入札参加資格審査基準により行うものとする。

9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等

- (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）は、資格者名簿に登載するものとし、第3号の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。

(2) 資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から令和8年3月31日までとする。
ただし、次期の資格者名簿が作成されるまで延長することができるものとする。

(3) 資格者名簿は、有効期間中、千葉市オープンデータの推進に関する指針に基づき、オープンデータとして、次の事項について調達システムの入札情報サービス及び千葉市契約課ホームページにおいて公表するものとする。

ア 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等

イ 登録業種及び等級

10 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例
建設工事業協同組合等のうち、官公需適格組合（中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る4に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、次の各号により行うものとする。

(1) 工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値

(2) その他項目については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値

11 共同企業体の特例

特定の建設工事業の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に市長が定めるものとする。

12 変更及び業種追加等の届出

(1) 入札参加資格者は、次のいずれかに該当する変更を生じたときは、直ちに調達システムを使用して変更等の届出を行わなければならない。

ア 入札に参加できる資格に係る営業を廃止又は休止した場合

イ 申請マニュアルに掲げる事項について変更を生じた場合

ウ 登録済みの業種のほかに新たな業種を追加する場合

エ 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合（入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む。）

オ 入札参加資格の取消しの申請を行う場合

(2) 入札参加資格者は、前号の規定による変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を印刷し、その事実を証する書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。

(3) 建設工事及び測量・コンサルタントの業種追加による資格審査の申請期間等は、令和6年3月18日付け千葉市公告第〇〇〇号の随時申請による場合と同様とする。

13 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長はその者の資格を取り消すものとする。

- ア 1の第1号から第13号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - ウ 資格に係る営業を廃止したとき。
 - エ 入札参加資格者から、調達システムを使用して入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。
- (2) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長は、その者の資格を取り消すことができる。
- ア 資格審査の申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚したとき。
 - イ 12の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないとき。
 - ウ 資格に係る営業を長期間にわたり休止したとき。
- (3) 前2号の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、市長は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

1 4 申請情報の取扱い

- (1) 申請者に関する情報については、千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類を求めることがある。
- (2) 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成24年4月1日施行）に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置等を講じるものとする。

1 5 その他

市長は資格者名簿登載後において、入札参加資格者に対して、経営内容及び納税状況等を調査するため、必要に応じ、書類等の提出を求めることができる。

1 6 この公告に関する問い合わせ先

- (1) 工事及び測量・コンサルタント
千葉市財政局資産経営部契約課契約第一班
電話 043-245-5088
- (2) 物品及び委託
千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班
電話 043-245-5089